

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2007～2010

課題番号：19203003

研究課題名（和文）金融取引のグローバル化とローカルな法的責任-モデル契約書による架橋の試み

研究課題名（英文）The Legal Theory of Syndicated Loans in the Primary Market, Collective Settlement and Applicable Law of Credit in International Finance Contracts

研究代表者

野村 美明 (NOMURA YOSHIAKI)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授

研究者番号：20144420

研究成果の概要（和文）：

1. この研究では（1）英米の基本判例と日本法の比較を行い（2）英国法および日本法に準拠する標準契約を比較し、次の3点を明らかにした。

①日本のシンジケート・ローン実務はローカル化しており、グローバル取引に適合的とはいえない。②日本法における基本的義務の概念とそれらの相互関係は英米法ほど明らかではない。③日本法を準拠法とする契約には、グローバルな標準契約と同様にエージェントやアレンジャーの義務を排除する条項が含まれているが、①と②を架橋すべき契約書による規律も、グローバル取引に適合的なものとはなっていない。

2. 以上の成果に基づき、日本法を準拠法とする現行の標準契約書の条項について、グローバルな標準契約の観点から、改正提案を行った。

研究成果の概要（英文）：

1. Two comparative studies are conducted: Comparison of English and American court cases and Japanese law, and comparison of LMA documentation and JSLA documentation. These studies demonstrate the following: First, Japanese syndicated loan practices are localized and domesticated. Second, various duties in Japanese law are not clearly defined. Third, model documentation governed by Japanese law is not good for the globalized transactions.

2. Based upon the studies and findings above, suggestions are made to modify some model contract clauses typically found in Japanese to sufficiently define and exclude banks' duties.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	5,500,000	1,650,000	7,150,000
2008年度	6,100,000	1,830,000	7,930,000
2009年度	6,000,000	1,800,000	7,800,000
2010年度	5,300,000	1,590,000	6,890,000
総計	22,900,000	6,870,000	29,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：グローバル化、シンジケート・ローン、法的責任、流通市場、中小企業、資金調達、融資枠、債権譲渡

### 1. 研究開始当初の背景

日本の法はグローバルな取引に対応するには未解明な部分が多く、国際ローン契約書を大幅に取り入れた国内向けシンジケート・ローン契約書例においても、本来なら法で補充されるべき隙間が不安定なまま残されている。契約書と法がグローバルな取引に対応し切れていないのである。契約書例に対する注釈も、この隙間を埋め切れていない。この研究は以上のようなグローバル取引と契約書・法の隙間を埋めようとするものである。

### 2. 研究の目的

グローバル化したシンジケート・ローンとローカルな法的責任を架橋し、発行市場から流通市場までを適切に規律するために、あるべき契約書のモデルを提案することを目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究は、以下の計画・方法にしたがい、主に次の3つのタイプに応じた問題を明らかにし、最終目標であるモデル契約を作成することを目指した。

- (1)実務規定型：現在の実務がグローバル取引に適合的かどうかを明らかにする。
- (2)法不確定型：法的処理の明確化を試み、なお残される隙間については契約による規律を検討する。
- (3)法V契約型：法的規律か契約による規律かいずれかがグローバル取引に適合的かを明らかにする。

### 4. 研究成果

(平成 19 年度)

- (1)シンジケート・ローン研究会を組織し、年4回の研究会を開催した。
- (2)研究会の結果および各自の研究成果を共有するため、研究会ウェブページを開設した。

<http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/syndicated/index.htm>

メンバー専用ページには、研究会議事録および研究成果としての原稿を掲載した。

- (3)研究組織間の意思疎通を効率化するため、専用のメーリングアドレスを作成した。

[syndicatedloan@ml.osipp.osaka-u.ac.jp](mailto:syndicatedloan@ml.osipp.osaka-u.ac.jp)

- (4)研究会では、英米法系の国における次の事項に関する判例を検討し、日本との比較および日本法に対する示唆を汲み取りながら議論を行なった。

- ①シンジケーション成立前の段階の問題と

しては、(a)インフォメーション・メモランダムの意味および(b)その他の不実表示など、②シンジケーション成立後のエージェントの義務の問題、③債務者の債務不履行に伴う問題として、(a)シンジケート団における少数派の保護および(b)リスケジュリング交渉におけるエージェントの責任、④資金の帰属形態に関する問題、最後に⑤貸主の地位の移転に関する問題。とりわけ、パーティシペーションについては、主幹事銀行は借主から返済を受け、それを参加銀行に交付するが、これを他者に属している金銭を代わりに受領し当該他者に交付すると解せば、信託と性質決定できるのではないかという点が指摘された。(5)研究分担者らは前記(4)の議論をもとに、各自7つの論点について原稿を作成した。これらの原稿は今年の夏をめどに公表予定である。

(平成 20 年度)

- (1)シンジケート・ローン研究会を、年3回開催し、研究会における検討結果および各自の研究成果をメンバー専用ページに掲載した。

- (2)研究会では、英米法系の国における次の事項に関する判例を検討し、日本との比較および日本法に対する示唆を汲み取りながら議論を行なった。

- ①アレンジャー、エージェントの法的責任、②ローン・パーティシペーションに対する証券法の適用、③アレンジャーの情報提供責任と集団行動条項の有効性④デフォルトした借り手への対応をめぐる貸し手間の利害調整⑤シンジケートローン債権者間の多数決問題⑥貸付人の地位の移転に関する制限

- (3)研究分担者らは前記(2)の議論をもとに、各自7つの論点について原稿を作成し、研究成果として公表した。(後掲5. 主な発表論文等 参照)

(平成 21 年度)

- (1)研究組織によるシンジケート・ローン研究会を4回開催し、研究会における検討結果および各自の研究成果をメンバー専用ページに掲載した。

- (2)実務家を招き日本における実際の紛争例に含まれるシンジケートローン契約書についての情報提供を受け、これに基づいて法的および実務上の問題点を検討した。この契約はあるメガバンクをエージェントとし、地域の中小企業を借主とする者であったが、検討の結果本件で果たしてシンジケートローン

が資金調達方法として必然であったのか、借主のために有効適切であったのかという問題が浮き彫りになった。また、エージェントであるメガバンクとその他のシンジケートメンバーとの間で回収について平等的な取り扱いが意図されていたのかが担保に関する条項からは契約上明らかではないという問題点も指摘された。

(3)日本ローン債権市場協会 (JSLA) の契約書と Tony Rhodes, *Syndicated Lending Practice and Documentation* (5th ed. 2009) の *Revolving Facility Agreement* を契約条項毎に比較した。これまでに、①融資枠の利用 (Articles 2-8) および②弁済関係 (Articles 10-11) について相違点の分析を行った。

(4)海外調査として連携研究者 (黄ジンテイ) の協力を得て、中国において次の調査研究を実施した。①シンジケートローンを含む中国ローン市場の法制調査②中国における債権譲渡の法制調査③中国におけるローン債権の流通の実態調査

(平成 22 年度)

(1)研究組織によるシンジケート・ローン研究会を 5 回開催し、研究会における検討結果および各自の研究成果をメンバー専用ページに掲載した。

(2)海外より専門家を招きアジア太平洋地域におけるシンジケートローン契約書および英国の LMA 標準契約書についての情報・資料提供を受け、これに基づいて法的および実務上の問題点を議論・検討した。LMA が香港に設立した「アジア太平洋地域委員会」(APLMA)が香港版を作成し、さらにシドニーに設立されたオーストラリア「支部」がオーストラリア版を作成したことが明らかになった。

(3)日本ローン債権市場協会 (JSLA) の契約書と Tony Rhodes, *Syndicated Lending Practice and Documentation* (5th ed. 2009) の *Revolving Facility Agreement* を契約条項毎に比較した。これまでに、①手数料・費用 (Articles 12-20)②表明 (Articles 22, 23)③保証 (Article 21)④当事者の交代 (Articles 27, 28)について相違点の分析を行った。

(4)シローンに関する日本最初の公表裁判例 (貸付人がアレンジャーを訴えた事案) について議論・検討を行った。アレンジャーに信認義務を認めなかった結論は妥当であるが、日本法上信認義務の具体的内容は明らかではないという理論的問題が残される。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 41 件)

①藤澤尚江、貸付人の地位の移転に関する制

限、ジュリスト、査読無、1375 号、(2009)、110~116 頁

②野村美明、シンジケートローン債権者間の多数決問題、ジュリスト、査読無、1374 号、(2009)、80~86 頁

③小塚荘一郎、デフォルトした借り手への対応をめぐる貸し手間の利害調整、ジュリスト、査読無、1373 号、(2009)、117~120 頁

④久保田隆、アレンジャーの情報提供責任と集団行動条項の有効性、ジュリスト、査読無、1372 号、(2009)、162~168 頁

⑤田澤元章、ローン・パーティシペーションに対する証券法の適用、ジュリスト、査読無、1371 号、(2009)、90~97 頁

⑥黄ジンテイ、アレンジャー、エージェントの法的責任(3)、ジュリスト、査読無、1371 号、(2009)、228~234 頁

⑦森下哲朗、アレンジャー、エージェントの法的責任(2)、ジュリスト、査読無、1369 号、(2008)、88~93 頁

⑧道垣内弘人、アレンジャー、エージェントの法的責任(1)ーインフォメーション・メモランダムの意味をめぐる、ジュリスト、査読無、1368 号、(2008)、97~101 頁

⑨野村美明、シンジケートローン基本判例研究-はじめに、ジュリスト、査読無、1368 号、(2008)、94~96 頁

〔学会発表〕(計 3 件)

① 久保田隆、「格付会社の規制について」、国際商取引学会、2009. 11. 7、明治学院大学

② Souichirou Kozuka & Naoe Fujisawa, "Old Ideas Die Hard?-Reform of secured transaction law in Japan and its impact on the banking practice", Conference on Globalizing Secured Transactions Law, March 13-14 2008, San Diego, USA

③ 道垣内弘人、「担保としての信託」金融法学会第 24 回大会、2007. 10. 8、慶応義塾大学

〔図書〕(計 5 件)

① 田澤元章、商事法務、「江頭憲治郎編・会社法コンメンタール第 16 巻一社債」、(2010)、150-203 頁及び 482-558 頁

② 久保田隆、Oxford University Press, "International Monetary and Financial

Law:The Global Crisis”、(2010)、251-261  
頁

③ 森下哲朗、金融法務研究会、「金融機関に  
おける利益相反の類型と対応のあり方」、  
(2010)、39-77 頁

④ 道垣内弘人、日本経済新聞社、「信託法入  
門」、(2007)、241 頁

⑤ 道垣内弘人、有斐閣、「担保物権法[第3  
版]」、(2007)、241 頁

[その他]

ホームページ等

ホームページ

[http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/  
/project/syndicated/index.htm](http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/syndicated/index.htm)

専用メールリングアドレス

[syndicatedloan@ml.osipp.osaka-u.ac.jp](mailto:syndicatedloan@ml.osipp.osaka-u.ac.jp)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

野村 美明 (NOMURA YOSHIAKI)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授  
研究者番号：20144420

### (2) 研究分担者

久保田 隆 (KUBOTA TAKASHI)

早稲田大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号：50311709

小塚 莊一郎 (KOZUKA SOUICHIROU)

学習院大学・法学部・教授  
研究者番号：30242085

田澤 元章 (TAZAWA MOTOAKI)

明治学院大学・法学部・教授  
研究者番号：20281751

道垣内 弘人 (DOGAUCHI HIROTO)

東京大学・法学研究科・教授  
研究者番号：40155619

森下 哲朗 (MORISHITA TETSUO)

上智大学・法学研究科・教授  
研究者番号：80317502

藤澤 尚江 (FUJISAWA NAOE)

筑波大学・大学院ビジネス科学研究科・助教  
研究者番号：60533750

(H21～研究分担者として参画)

吉田 元子 (YOSHIDA MOTOKO)

千葉大学・法経学部・准教授

研究者番号：00327876

(H19～H20 研究分担者として参画)

### (3) 連携研究者

黄 ジンテイ (HUANG RENTING)

帝塚山大学・法政策学部・准教授  
研究者番号：50372636